

指定都市の「令和2年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

1 「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

2 令和2年度白本（令和元年度作成分）の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、堺市です。

1月～4月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
6月3日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当課長合同会議)
6月6日	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項(案)等について)
6月中旬	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議)
7月上旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7月～8月	各指定都市市長・議長による要請活動

3 提案事項（案）

- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10項目

※各提案事項（案）の概要は、2頁～3頁のとおり

【提案事項（案）の概要】

		提案事項	提案内容
税財政・大都市制度関係	1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	(1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。 (2) 地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
	2	大都市税源の拡充強化	(1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。 (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。
	3	国庫補助負担金の改革	(1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。 (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。
	4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	(1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。 (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。 (3) 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。
	5	多様な大都市制度の早期実現	基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。
個別行政分野関係	6	子ども・子育て支援の充実	(1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。 (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方公共団体の事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講ずること。 (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。 (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方公共団体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。 (5) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための処遇改善に要する経費への財政措置の充実を図ること。 (6) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営のための制度改善及び財政措置を講ずること。
	7	インフラ施設の長寿命化対策	(1) 国民の生命と暮らしを守るため、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保すること。 (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をすること。

個別行政分野関係	8	学校における働き方改革の推進	<p>(1) 専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、より一層の財政措置を講ずること。</p> <p>(2) 更なる教職員定数の改善を図ること。</p> <p>(3) スクールカウンセラーなどの専門家を定数化し、国庫負担の対象とすること。</p> <p>(4) 育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めること。</p>
	9	医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	<p>(1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。</p> <p>(2) 一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。</p>
	10	義務教育施設等の整備促進	<p>(1) 学校施設の老朽化対策など、計画的な学校施設整備推進のために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>(2) 補助対象事業の拡充や補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。</p> <p>(3) 防災・減災機能の強化のために必要な財源を継続的に確保すること。</p> <p>(4) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。</p>
	11	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	<p>(1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金減額調整措置を廃止すること。</p> <p>(2) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。</p> <p>(3) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。</p>
	12	介護保険制度の見直しと財政措置の拡充	<p>(1) 介護報酬の改定や制度改正等を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映すること。</p> <p>(2) 地域支援事業については、必要な財政措置を講じること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業における上限枠の個別判断に当たっては、地方公共団体の実情に応じて柔軟に対応すること。</p> <p>(3) 指定都市の主体的な取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市の配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。</p> <p>(4) 給付費の増大に伴い介護保険料が上昇し、保険料や利用料の負担が重くなっていることから、保険料軽減強化策の完全実施にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。</p>
	13	下水道施設の改築への国費支援の継続及び国土強靱化のための財源の確保	<p>(1) 下水道施設の改築に係る国費支援について、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、今後増大する改築への確実な支援を継続すること。</p> <p>(2) 浸水対策をはじめ、地震対策など、国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。</p>
	14	福祉・保健・医療人材確保の施策の充実	<p>(1) 介護職員等の給与などの処遇改善や、労働環境等の改善について財政措置を図ること。</p> <p>(2) 鑑別診断のできる医師の確保のために、養成機関の整備や診療報酬を改定するなど必要な措置を講ずること。</p>
	15	生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	<p>(1) 生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費を全額国庫負担とする他、金融機関等への回答の義務付け等必要な措置を地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。</p> <p>(2) ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率の引上げを行う等、十分な財政措置を講ずること。</p>

<参考資料：令和2年度国の施策及び予算に関する提案(案)>

令和元年6月3日開催
窓口・財政担当課長、東京事
務所長次長・副所長合同会議
配付資料（抜粋）

令和2年度

国の施策及び予算に関する提案（案）

令和元年7月

指定都市

目 次

・ 提案事項	1
< 税財政・大都市制度関係 >	1
< 個別行政分野関係 >	2
・ 提案事項詳細説明	6
< 税財政・大都市制度関係 >	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
< 個別行政分野関係 >	
6 子ども・子育て支援の充実	12
【総務省・内閣府・内閣官房・文部科学省・厚生労働省】	
7 インフラ施設の長寿命化対策	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
8 学校における働き方改革の推進	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
10 義務教育施設等の整備促進	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
12 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
13 下水道施設の改築への国費支援の継続及び国土強靱化のための財源の確保	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	
14 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実	20
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
15 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	21
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対する税制上の十分な措置がなされていません。また、法律により消費税率の引上げが決定していますが、地方法人税の影響により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。さらに、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっていることに加え、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源及び権限の一体的な移譲による真の分権型社会の実現に向け、令和2年度国家予算編成に当たり特に重要な事項を以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

令和元年7月

指定都市市長会

指定都市議長会

P

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項<個別行政分野関係>]

6 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方公共団体の事務等に係る経費への恒久的な財政措置を講ずること。
- (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方公共団体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。
- (5) 放課後児童クラブ等の運営費において、質の向上や人材確保のための処遇改善に要する経費への財政措置の充実を図ること。
- (6) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営のための制度改善及び財政措置を講ずること。

7 インフラ施設の長寿命化対策

- (1) 国民の生命と暮らしを守るため、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をすること。

8 学校における働き方改革の推進

- (1) 専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、より一層の財政措置を講ずること。
- (2) 更なる教職員定数の改善を図ること。
- (3) スクールカウンセラーなどの専門家を定数化し、国庫負担の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

- (1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

10 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策など、計画的な学校施設整備推進のために必要な財政措置を講ずること。
- (2) 補助対象事業の拡充や補助単価の引上げ等の制度の充実を図ること。
- (3) 防災・減災機能の強化のために必要な財源を継続的に確保すること。
- (4) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

11 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金減額調整措置を廃止すること。
- (2) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (3) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

12 介護保険制度の見直しと財政措置の拡充

- (1) 介護報酬の改定や制度改正等を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映すること。
- (2) 地域支援事業については、必要な財政措置を講じること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業における上限枠の個別判断に当たっては、地方公共団体の実情に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 指定都市の主体的な取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市の配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。
- (4) 給付費の増大に伴い介護保険料が上昇し、保険料や利用料の負担が重くなっていることから、保険料軽減強化策の完全実施にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。

13 下水道施設の改築への国費支援の継続及び国土強靱化のための財源の確保

- (1) 下水道施設の改築に係る国費支援について、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、今後増大する改築への確実な支援を継続すること。
- (2) 浸水対策をはじめ、地震対策など、国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。

14 福祉・保健・医療人材確保の施策の充実

- (1) 介護職員等の給与などの処遇改善や、労働環境等の改善について財政措置を図ること。
- (2) 鑑別診断のできる医師の確保のために、養成機関の整備や診療報酬を改定するなど必要な措置を講ずること。

15 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

- (1) 生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費を全額国庫負担とする他、金融機関等への回答の義務付け等必要な措置を地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。
- (2) ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率の引上げを行う等、十分な財政措置を講ずること。